

一般財団法人西宮市都市整備公社 平成31年度事業計画書

基本方針

西宮市都市整備公社は昭和45年の設立以来、西宮市との連携のもとで、市街地再開発事業、学校建設事業、市内公共施設の管理運営事業など、市民や地域社会のニーズに応じた事業を幅広く展開し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供に努めてきた。

今後も引き続き、西宮市総合計画の目標とする文教住宅都市実現の主旨にのっとり、地域的特性を生かした土地の合理的利用、都市環境の整備事業及び地域情報化事業を推進し、住民福祉の向上に寄与することを目的とした事業運営を行う。

事業内容

I 自主事業

1. 西宮浜産業交流会館管理事業

都市整備公社事務所が設置された西宮浜産業交流会館の管理運営を行い、1階の店舗（210.55㎡）を飲食事業者、3階（232.73㎡）を西宮市情報センター、4階（55.18㎡）を西宮市コールセンターとして西宮市に賃貸を行う。

2. 不動産賃貸事業

当公社が所有する以下の施設の管理及び賃貸を行う。

施設	所在地	用途
甲子園浜海浜公園便益施設（管理棟）	甲子園浜1丁目	レストラン、管理事務所
甲子園浜海浜公園便益施設（サーファー棟）		ウィンドサーフィン業者店舗
カヌー艇庫	西宮浜3丁目	カヌー艇庫
J R 西宮駅南公共駐車場（一部）	池田町	J R 西宮南自転車駐車場

3. 公共駐車場事業

公共施設等の利用者の利便性向上、周辺の路上駐車防止及び交通安全対策に資することを目的として、JR西宮駅南公共駐車場等5箇所の公共駐車場の管理運営並びに市役所前公共駐車場及びJR西宮駅南公共駐車場の一部について賃貸を行う。

駐車場名	収容台数	営業時間
JR西宮駅南公共駐車場	153 台	午前6時00分～午前1時00分
西宮浜産業交流会館駐車場	93 台	午前6時30分～午後11時00分
甲子園浜海浜公園駐車場(※)	205 台	午前7時30分～午後9時00分(4月～10月) 午前7時30分～午後7時00分(11月～3月)
今津浜公園駐車場	94 台	午前7時30分～午後7時00分(4月～6月, 10月～3月) 午前7時30分～午後9時00分(7月～9月)
合計	545 台	

(※) 甲子園浜海浜公園駐車場は、東駐車場と西駐車場の2箇所。

4. テニスコート及び会議室等事業

(1) テニスコート

西宮浜産業交流会館付属のテニスコート(5面)において、NICCテニススクールの開催及びコート的一般貸しを行う。

区分	営業時間	使用料(1時間)
平日	午前9時～午後9時	1,300 円
土曜・日曜・祝日		1,700 円

※ コート使用は、2時間を単位とする。

(2) ホール・会議室

室名	面積	定員	営業時間
ホール	222 m ²	通常 135 人 最大 200 人	午前9時～午後9時
A会議室	38 m ²	15 人	
B会議室	29 m ²	18 人	
C会議室	101 m ²	60 人	

5. 葬祭事業

心のこもった清楚で低廉な葬儀をモットーとして、納棺・司会等の葬儀サービス、霊柩車等の提供及び各種葬祭用品の販売等を行う。

6. 総合行政情報化支援事業

地方公共団体情報システム機構から、被災者支援システム全国サポートセンターの運営を受託し、全国の自治体に対する被災者支援システムの導入サポートを行う。

II 受託事業

1. 地域情報化事業

産業振興と市民生活の利便性を図る地域情報化推進施設として西宮浜産業交流会館内に設置された西宮市情報センターにおいて、市民や事業者を対象とした機器共同利用サービス等を実施する。

2. 斎園事業

西宮市満池谷斎場は、市民に簡素で低廉な葬儀の場を提供することにより、市民負担の軽減と市民の福祉の増進を図ることを目的として設置された施設であり、当公社では斎場施設・各種設備の維持管理、斎場の使用許可等に関する事務、葬具の飾付及び葬儀用自動車の運行に関する業務等を実施する。

※ 上記受託事業のうち、2. 斎園事業は西宮市から指定管理者の指定を受けて実施する事業であり指定管理期間は平成35年3月31日までとなっている。

III 特定寄付

公益目的支出計画の対象事業として、西宮市に寄付を行う。